平成２３年（フ）第１９６号
岡山県倉敷市広江５丁目１番46―２号　ソレアードⅡ102
債務者　品川　　孝
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１９７号
岡山県倉敷市広江５丁目１番46―２号　ソレアードⅡ102
債務者　品川　紀子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第８２号
山口県宇部市居能町３丁目２番11号
債務者　内田　嘉幸
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第２０９６号
札幌市白石区東札幌４条５丁目２番12―105号
債務者　扇谷　佳代（旧姓大美・高橋）
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１３５号
札幌市豊平区月寒東２条７丁目15番15号　コーポＮＨ101号
債務者　津澤　邦雄
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１７０号
札幌市北区北34条西11丁目４番11―306号
債務者　吉田　浩子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５１号
群馬県高崎市吉井町吉井536番地４　パープルハイツ戸建
債務者　高橋　智子（旧姓所）
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２６３号
群馬県藤岡市藤岡786番地81
債務者　堀野　和美
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２６４号
群馬県高崎市並榎町397番地２　コスモ・ワン201号
債務者　金井　義明
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２７１号
群馬県甘楽郡甘楽町大字福島713番地
債務者　岩井　　徹
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第５８３号
堺市中区深井水池町2831番地７
債務者　小島　孝公
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６５１号
堺市南区高倉台３丁１番１―502号、前住所　大阪府藤井寺市沢田２丁目８番35号
債務者　山田　敬介
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７７８号
大阪府藤井寺市西大井２丁目275番地の11
債務者　関工業こと　関　　稔
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８０５号
堺市西区草部1800番地６　７棟104号
債務者　カラオケ千愛こと　藤原　守幸
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８６１号
堺市中区福田299番地１
債務者　松谷　亜美
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８６８号
大阪府柏原市国分市場１丁目６番１－４－502号
債務者　歌津　正美
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９５６号
堺市南区茶山台２丁１番９―301号
債務者　冨岡　　博
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１００５号
大阪府羽曳野市南恵我之荘１丁目２番19号
債務者　安田　知良
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係